

事業系ごみを ごみステーション に出す行為は 違法です!!



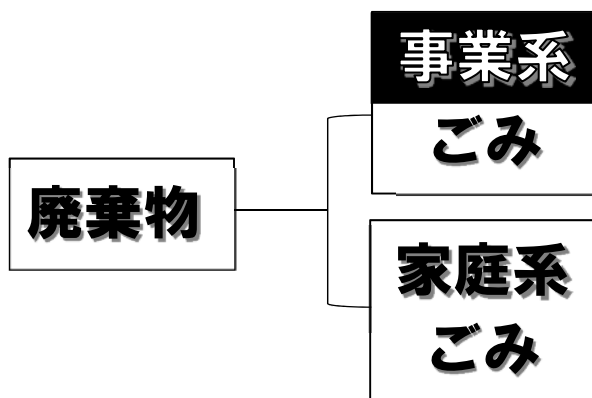
違反すると？

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円）が科せられます。

【罰則規定】

廃棄物処理法第25条、第32条

【事業系ごみとは】



事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法律（※）で定められているもの。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ごみステーションに事業系ごみは出せません！

事業系ごみをごみステーションに出す行為は、量の多い少ないに関係なく重大な犯罪行為である『不法投棄』に該当します。町が設置するリサイクルステーションに事業所から出た資源物を持ち込むことも出来ません。



【問い合わせ先】富士川町役場町民生活課生活環境担当（TEL:0556-22-7209）